

## 住商太郎様

あなたは、このたび住商連合企業年金基金の脱退一時金の給付を受けることもできますし、脱退一時金相当額を他のともできます。(ポータビリティ制度)

(内訳) 第1年金〇〇円 第2年金△△円  
を記入してください。

## 第1・2年金

## 第2年金加入事業所 担当者様へ

ご案内の用紙は第1年金用と併用です。内訳金額を追記してください。  
なお、選択書、一時金裁定請求書、退職所得申告書の書類は1部で第1年金・第2年金併用となります。

「選択書(その2)」を住商連合企業年金基金へ直接提出して戴くことになります。

1. 脱退一時金相当額 及びその算定基礎となつた期間(加入者期間)  選択肢(1)	脱退一時金相当額 <b>830,900円</b> (内訳: 第1年金 <b>350,900円</b> +第2年金 <b>480,000円</b> ) 算定基礎期間 <b>36ヶ月</b> (自 R1年 9月 1日 ~ 至 R4年 9月 1日) ※一時金額は、平均基準給与×加入者期間による乗率で算出されます。 ※脱退一時金のお振込みは、書類裁定日から <b>加入者期間は月単位で計算</b> ※基金の規約により脱退一時金受給権消滅時刻 <b>(取得月から資格喪失日の前月)</b>
	脱退一時金相当額 <b>830,900円</b> (内訳: 第1年金 <b>350,900円</b> +第2年金 <b>480,000円</b> ) 算定基礎期間 <b>36ヶ月</b> (自 R1年 9月 1日 ~ 至 R4年 9月 1日) ※一時金額は、平均基準給与×加入者期間による乗率で算出されます。 ※脱退一時金のお振込みは、書類裁定日から <b>加入者期間は月単位で計算</b> ※基金の規約により脱退一時金受給権消滅時刻 <b>(取得月から資格喪失日の前月)</b>
2. 選択肢	<p>※第1年金・第2年金は異なる選択肢を選ぶことはできません。</p> <p>※一旦脱退一時金での受給を選択しますと、その後他制度への移換変更はできません。</p> <p>※(5)は厚生年金に加入することではありませんので、ご注意ください。</p> <p>※(6)は国民年金に加入することではありませんので、ご注意ください。</p> <p>イ. 資格を喪失した日から1年以内に再就職し上記ア.以外の場合、または1年以内に再就職しない場合(以下、該当例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 再就職先事業所が厚生年金基金又は確定給付企業年金を実施しており、かつ再就職先の年金制度の規約に脱退一時金相当額の移換を受ける旨の定めがある場合 または</li> <li>② 再就職先事業所が確定拠出年金を実施している場合</li> </ul> <p>(1) 脱退一時金の受給 (2) 企業年金連合会へ脱退一時金相当額を移換 (3) 再就職先の確定拠出年金へ脱退一時金相当額を移換 (4) 再就職先の確定給付企業年金へ脱退一時金相当額を移換 (5) 再就職先の厚生年金基金へ脱退一時金相当額を移換 (6) 国民年金基金連合会へ脱退一時金相当額を移換(個人型確定拠出の加入者になる場合) <b>(1) ~ (6) のいずれかの選択が出来ます。</b></p> <p>ア. 資格を喪失した日から1年以内に再就職した場合であって、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 再就職先事業所が厚生年金基金又は確定給付企業年金を実施しており、かつ再就職先の年金制度の規約に脱退一時金相当額の移換を受ける旨の定めがある場合 または</li> <li>② 再就職先事業所が確定拠出年金を実施している場合</li> </ul> <p>(1) 脱退一時金の受給 (2) 企業年金連合会へ脱退一時金相当額を移換 (6) 国民年金基金連合会へ脱退一時金相当額を移換(個人型確定拠出の加入者になる場合) <b>(1) (2) (6) のいずれかの選択が出来ます。</b></p>
3. 移換申出期限	<p>他の制度へ移換する場合は、喪失日から起算して1年を経過する日までに申し出なければなりません。ただし、厚生年金基金へ移換する場合は、喪失日から起算して1年を経過する日または移換先制度の資格取得日から3ヶ月を経過する日のいずれか早い日までに申し出なければなりません。なお、手続き中に1年経過しますと移換できない可能性がありますので、余裕を持ってご提出ください。</p> <p>申出期限 <b>R5年 8月 31日</b> (資格喪失日 <b>R4年 9月 1日</b>)</p>
4. 退職にともなう脱退一時金受給時の税務上の取り扱いなど	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職にともなう脱退一時金受給については退職所得扱いとなり退職所得控除が適用されます。</li> <li>・確定給付企業年金から厚生年金基金または確定拠出年金へ脱退一時金相当額を移換した場合は、給付を受けるときに課税されます。</li> </ul>

5. 企業年金連合会の通算企業年金の概要  選択肢(2)	企業年金連合会へ脱退一時金相当額を移換することにより年金の給付(通算企業年金)を受けることができます。
	<p>※企業年金連合会へ移換するまでの間は、予定利率は付利されませんので、ご注意ください。</p> <p>詳細については、企業年金連合会に直接お問合せ下さい。</p>
6. 国民年金基金連合会の個人型確定拠出年金(iDeCo)の概要  選択肢(6)	<p>企業を退職した被保険者が個人型確定拠出年金(iDeCo)に加入する場合に、国民年金基金連合会に原資を移換することができます。</p> <p>運用 選択した運用関連運営管理機関から選定・提示された運用商品に関する情報をうけて自己責任で運用商品を選択</p> <p>給付 老齢給付金、障害給付金、死亡一時金、脱退一時金</p> <p>支給開始年齢 60歳(加入期間が短い場合は61歳~65歳)~75歳の間で選択</p> <p>事務費 初回事務手数料および毎月の事務手数料が必要となります。詳細は、下記連絡先にご照会ください。(その他、運営管理機関、事務委託先金融機関が徴収する手数料があり、それぞれが定めるところにより、負担する必要があります。)</p>
	<p>○連絡先 イデコ(iDeCo) ダイヤル 0570-086-105(ナビダイヤル) ホームページ <a href="https://www.ideco-koushiki.jp/">https://www.ideco-koushiki.jp/</a></p>

<提出書類> ※選択肢によって添付書類が異なりますので、ご注意下さい。(①は全員提出する書類)

(1) 脱退一時金として受給	(2) 企業年金連合会へ移換
① 中途脱退者選択書(その1)	① 中途脱退者選択書(その1)…基礎年金番号を必ず記入
② 一時金裁定請求書	(3) (4) (5) の再就職先の制度に移換
③ 退職所得の受給に関する申告書 …個人番号(マイナンバー)は事業所確認の上、必ず記入	① 中途脱退者選択書(その1)
④ 退職所得の源泉徴収票 …事業所より退職金を受けた場合(コピー可)	② 再就職先から入手した移換申出書
⑤ 本人確認書類貼付シート …選択書(その1)にて保留した後、選択書(その2)で一時金を選択した場合または基金に直接提出する場合	(6) 国民年金基金連合会(iDeCo)へ移換
	① 中途脱退者選択書(その1)
	② 金融機関から入手した移換申出書